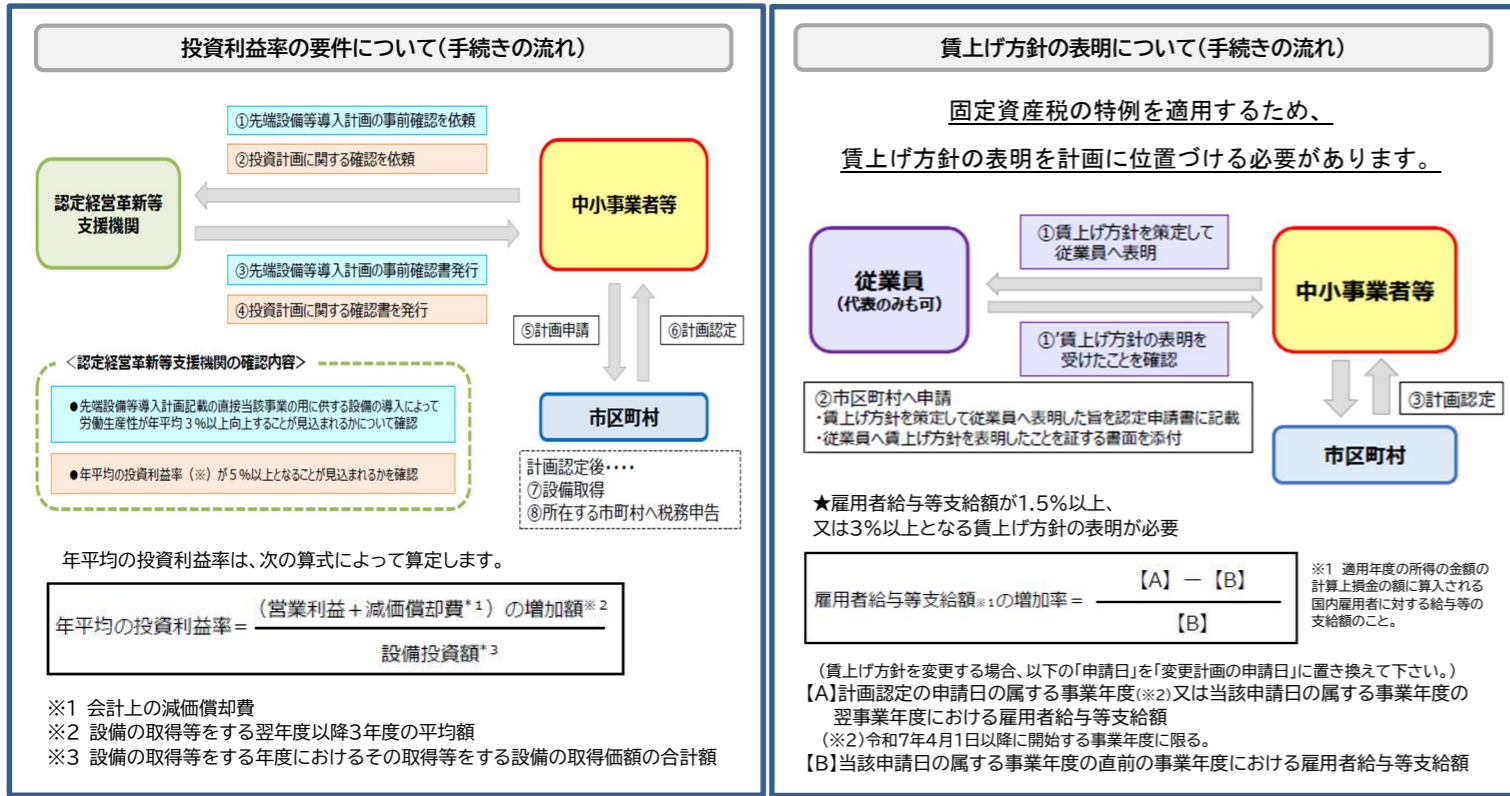


■事業スキーム



■申請方法

申請書類一式（1部）を、郵送又は持参により提出してください。

○申請書類送付先

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課 宛

○留意点

- ・頂いた申請書類は返却いたしませんので、提出前に写しを保管下さい。
- ・申請書類に不備等があった場合は、申請者へご連絡いたします。

■先端設備等導入計画の認定について

申請書類到着後、認定に至るまで概ね1週間～2週間を要します。

認定後、郵送により申請者へ認定書を送付します。

■その他の支援

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は、固定資産税の特例のほか、資金調達にかかる金融支援（中小企業信用保険法の特例）を受けることができます。

活用を検討している場合は、先端設備等導入計画申請前に各関係機関へご相談ください。

■お問い合わせ

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地 都市活力部 産業振興室 商工労働課
TEL：072-784-8047 FAX：072-784-8048 E-mail：syokorodo@city.itami.lg.jp
市HP：https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/SYOKORODO/
kigyourixtuchishienn/1528858104102.html



↑詳細はこちら

2026.4.1現在

伊丹市版

中小企業等経営強化法に基づく中小企業支援

中小企業等経営強化法に基づき、市内に事業所を有する中小企業者が策定する「先端設備等導入計画」が、本市の「導入促進基本計画」に適合する場合に認定を行います。

認定後、「先端設備等導入計画」に基づき取得した償却資産については、固定資産税の特例措置等の支援を受けることができます。

■認定の対象となる中小企業者の範囲

業種	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額 又は出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 固定資産税の特例措置の対象となる中小企業者とは規模要件が異なりますのでご注意ください。

■先端設備等導入計画の認定要件

計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること（3年計画の場合は9%以上、5年計画の場合は15%以上） ○算定式 (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○基本方針及び本市の「導入促進基本計画」に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※ 固定資産税の特例措置とは対象となる設備の要件が異なりますのでご注意ください。

■申請書類等について

固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

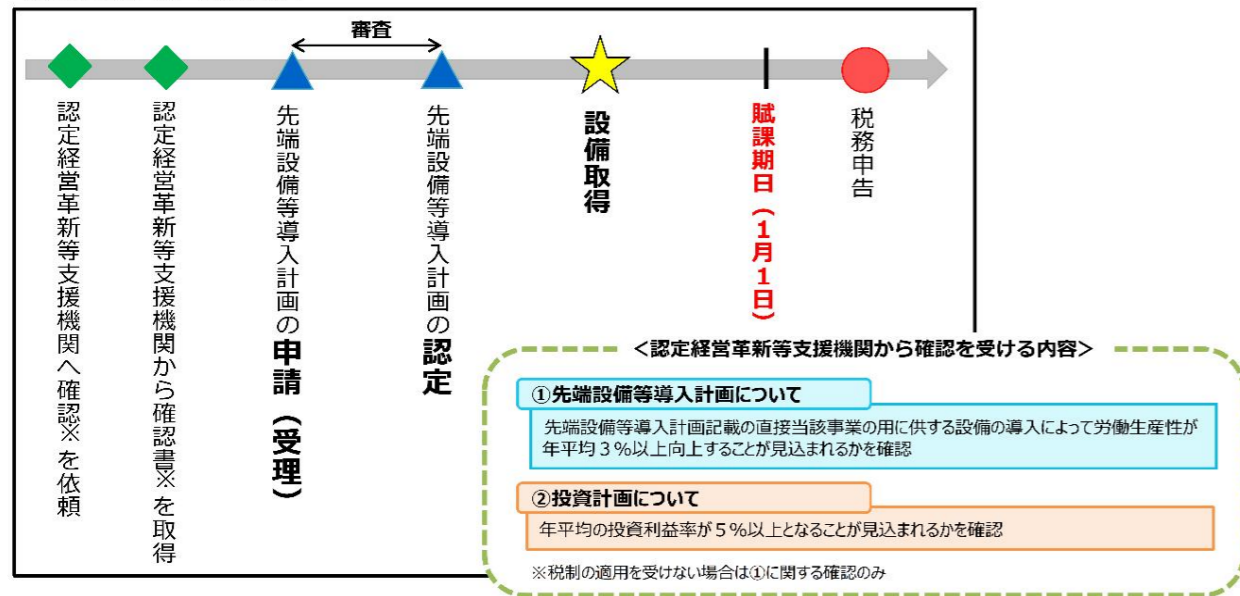
対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く)。
対象設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】 ① 機械装置(160万円以上) ② 測定工具及び検査工具(30万円以上) ③ 器具備品(30万円以上) ④ 建物附属設備(※1)(60万円以上)
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

※1 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「**先端設備等導入計画**」の認定後に取得することが**【必須】**です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「**投資計画に関する確認書**」も同時に提出する必要があります。(変更申請により設備を追加する場合も同様です。)

○設備取得と計画認定のフロー



※ 必ず計画認定後に設備を取得してください。計画認定前に取得された設備は対象外となりますのでご注意ください。

※ 計画申請前に経営革新等支援機関による事前確認を受け、計画申請時に確認書を添付してください。

(1) 先端設備等導入計画の認定を受けたい場合

【要件】

- ・ 労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれること

【申請書類】

- ・ 【様式第22】先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ・ 【別紙】先端設備等導入計画
- ・ 先端設備等導入計画に関する確認書(認定経営革新等支援機関が作成)
- ・ 伊丹市暴力団排除条例に係る誓約書
- ・ 伊丹市の納税証明書(滞納が無いことの証明/市民課へ申請してください。)
- ・ リース契約見積書の写し(リース契約※1による取得の場合)
- ・ (公社)リース事業協会が確認した固定資産軽減額計算書の写し(リース契約※1による取得の場合)

※1 オペレーティングリース契約による取得は対象外。

(2) 固定資産税の課税標準を軽減(3年間1/2に軽減)したい場合

(3) 固定資産税の課税標準を軽減(5年間1/4に軽減)したい場合

(1)に加え、以下の要件の適合、
申請書類が必要

【要件】

- ・ 年平均の投資利益率が5%以上となること見込まれること
- ・ 賃上げ方針(雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる方針)を従業員に表明すること
※2

【申請書類】

- ・ 中小企業等経営強化法の先端設備等に係る投資計画に関する確認書(認定経営革新等支援機関が作成) → 「基準への適合状況」も必ず添付すること
- ・ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

(1)に加え、以下の要件の適合、
申請書類が必要

【要件】

- ・ 年平均の投資利益率が5%以上となること見込まれること
- ・ 賃上げ方針(雇用者給与等支給額の増加率が3.0%以上となる方針)を従業員に表明すること
※2

【申請書類】

- ・ 中小企業等経営強化法の先端設備等に係る投資計画に関する確認書(認定経営革新等支援機関が作成) → 「基準への適合状況」も必ず添付すること
- ・ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※2 賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。